

東海農政局における生物多様性への取組
(Cope with Biological Diversity by MAFF tokai)

氏名 大本 修

(omoto osamu)

(東海農政局若手職員 COP10 勉強会会員)

1 はじめに

2010年10月に名古屋市でCOP10(生物多様性条約締約国会議)が開催されることが決まった。農林水産業は二次的自然の形成に寄与しており、農業農村整備事業においても、農業生産基盤の整備、農村環境の整備に加えて、自然環境の回復や保全に取り組んできたところであり、里地里山・田園地域における生物多様性と農業農村整備事業の取組は大きく関係している。

東海農政局では、COP10が開催されるにあたり、愛知県、水資源機構、水土里ネット愛知とともに、管内の生物多様性保全に対する農業農村整備事業の取組について勉強会を開催した。

2 農業農村整備事業生物多様性勉強会の開催

平成19年7月農林水産省は農林水産省生物多様性戦略を策定し、それは第3次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日)にも反映された。

勉強会では、農林水産省生物多様性戦略、第3次生物多様性国家戦略に関する基本的事項を学習するとともに、学識経験者等を講師にセミナーを開催した。さらに管内における生物多様性保全の取組事例を、勉強会参加機関ごとに発表し、生物多様性保全対策や手法を学び、職員等各層への理解の促進と地域の創意工夫を生かした取組を普及していくこととした。

3 勉強会の内容

勉強会は農政局が事務局となり、平成20年9月～21年1月まで5回開催した。そのテーマは下表のとおりである。詳細内容は、事業毎の生物多様性保全手段と実施事例、生息環境向上技術調査の概要、小型魚道や転倒堰設置による魚類相の変化、愛知県ため池保全構想、農地・水・環境保全活動における生態系保全の取組など、事業実施・改修・施設管理・モニタリングに関係する一連のものとした。さらに第3回、第5回はCOP10支援事務局、学識経験者や環境省から講師を迎えて、SATOYAMAイニシアティブ推進事業など生物多様性に関する関係省庁の広範な取組について企画し、参加者からは施策等全体的な動きが理解できたと好評だった。

キーワード：生物多様性戦略、COP10、保全対策

1回	COP10の動向、生物多様性国家戦略、農林水産省生物多様性戦略、自然再生事業
第2回	農業農村整備事業における生物多様性保全の取組、愛知県における取組事例、水土里ネット愛知の取組事例
第3回	生物多様性セミナー「物質と生命の循環」の視角から「生物多様性」に向かい合う。環境省・農林水産省における取組、愛知県におけるCOP10への取組
第4回	農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発
第5回	生物多様性と中部地方、中部地方環境事務所における取組

4 生物多様性への継続的な取組

農業農村整備事業に関しては、コンクリート三面張りへの批判などがこれまでも多くされていた。その一方で、改修計画水路の現況保存、休耕湿田の保全、魚類隠れ場付パネルの設置、椰子ロールによる植生の追加など、具体的に環境に配慮して実施した内容は、幅広い国民にはあまり理解されていない。

そこで、COP10 支援事務局が主催した生物多様性シンポジウムにおいて農業農村整備事業における生物多様性保全の取組事例を発表するなど、勉強会の成果を外部に発信することにした。

また、農業農村整備事業生物多様性勉強会は、若手職員の自主的な取組に引き継がれ、今後も継続的に行うこととなった。さらに農政局と管内3県とで「COP10 東海局管内会議」を設置し、COP10 で世界に向けて発信できる題材集めに着手した。

5 東海農政局の生物多様性への取組(COP10に向けた体制づくり)

このような取組が農業農村整備事業のみならず農政局全体として生物多様性保全を推進する取組につながり、平成21年2月に農政局次長をキャップとする「生物多様性保全推進ワーキンググループ」が設置された。このワーキンググループは、局内6部1室のメンバーで構成しており、平成22年10月のCOP10に向けて、各種フォーラム、シンポジウム、エクスカージョンなど、COP10 会議関連事業を具体化していくこととしている。

6 おわりに

平成22年に開催されるCOP10は一つの大きな契機であり、生物多様性が「農政」や「農業農村整備事業」と密接に関連していることを広く国民各層に発信し、農業農村整備事業及び生物多様性への理解の促進に努めていきたいと考えている。